

山梨市偉人マンガ「根津嘉一郎翁」
プロポーザル実施要綱

令和 5年 4月

生涯学習課

目 次

1. 本業務の目的	1
2. 業務の概要	1
3. 参加資格	1
4. プロポーザル実施のスケジュール	2
5. 質問の提出期限、提出場所及び方法	2
6. 企画書提出内容	2
7. 企画書提出期限及び場所	3
8. 企画書提出にあたっての留意事項	3
9. 契約候補者の選定	4
10. 契約の締結と諸条件	5
11. プロポーザル参加に関する注意事項	6
12. その他	6
13. 様式・添付資料（別添）	7
14. 問い合わせ先	8

山梨市偉人マンガ「根津嘉一郎翁」プロポーザル実施要綱

1. 本業務の目的

本業務は山梨市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が公益財団法人 B&G 財団（以下「B&G 財団」という。）の実施する「ふるさとゆかりの偉人マンガの製作と活用事業」の助成を受けて、本市出身の偉人である「根津嘉一郎翁」のマンガを製作し、この事業をもとに本市の未来を託す子供たち及び市民に、偉人の功績を学ぶ機会を与えるとともに、後世に伝えることを目的として本業務を行う。

2. 業務の概要

- (1) 名称：山梨市偉人マンガ「根津嘉一郎翁」製作業務
- (2) 業務内容：別添業務仕様書のとおり
- (3) 委託期間：契約締結日から令和 6 年 2 月 29 日
- (4) 業務に要する金額：2,800,000 円以内（消費税及び地方消費税含む）
- (5) 所管課：〒405-0031

山梨県山梨市万力 1830（山梨市立図書館内）

山梨市教育委員会 生涯学習課 市民会館・図書館担当

電話 0553-22-9600 FAX 0553-23-3506

3. 参加資格

山梨市偉人マンガ製作業務への参加資格は次のとおりです。

このプロポーザルに参加できる者は、山梨県内に事業所を有する法人等とします。

その上で本要綱の目的を理解し、偉人マンガの企画・構成・監修・印刷・製本等を一括して受託する能力があり、かつ執筆者の選定及び製作に係る調整ができることが必要です。

企画を提案する者は、次の要件を満たしていなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続き開始の申し立てがされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続き開始の申し立てが行われていない者。
- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく、破産手続き開始の申し立てをしている者ではないこと。
- (4) 山梨市暴力団排除条例（平成 26 年条例第 26 号）第 2 条に規定する暴力団

又はその構成員でない者。

(5) 山梨県及び本市から指名停止措置を受けていない者。

(6) 宗教活動・政治活動を目的としないこと。

4. プロポーザル実施のスケジュール

項 目	期 間
実施要綱の公表	令和5年4月26日(水) 議員全員協議会説明後
質問書受付期間	令和5年4月26日(水) から5月11日(木)
質問書の回答	令和5年5月12日(金) まで(受付後随時回答)
企画書受付	令和5年5月12日(金) から5月20日(土)
選定結果の公表	令和5年5月29日(月) (選定業者には電話連絡)
業務委託契約締結	令和5年5月31日(水)

※審査状況によっては選定結果の通知・公表が遅れる場合があります。

※図書館は月曜休館ですが、質問書を持参した場合はブックポストへ投函してください。

※企画書の提出は、図書館の開館日にご持参ください。

5. 質問の提出期限、提出場所及び方法

プロポーザル参加者は、質問事項がある場合は、以下により、受け付けることにします。

(1) 提出期限：令和5年4月26日(水) から5月11日(木) 午後4時まで

※4月29日(土) 館内整理日のため図書館は休館です。

(2) 提出書類：質問書(様式第6号)

(3) 提出方法：郵送、FAX、持参してください。

※休館日はブックポストへ投函してください。

休館日：4月29日(土)、5月8日(月)、5月9日(火)

(4) 提出先：山梨市立図書館

(5) 回答方法：受付後、令和5年5月12日(金) まで随時FAXで回答します。

6. 企画書提出内容

企画提案書は、次のとおり作成してください。

(1) 様式第1号 提案申請書

(2) 様式第2号 製作事業提案書

① 申請理由

② 基本方針

③ マンガの執筆者紹介及び執筆者の絵柄

④ 製作スケジュール

- ⑤ 活用方法
- ⑥ 偉人マンガ製作に関すること
- (3) 様式第3号 製作事業に係る見積
見積額（総額、内訳を明記。ただし内訳は印刷製本費、マンガ執筆料、デザイン料、監修料、消費税など）
※見積書の宛先は「山梨市長」とし、日付は記入しないで作成してください。
- (4) 様式第4号 提案者の概要
- (5) 誓約書 ①及び②
※提案書提出の条件として、提案数は1社1提案とします。

7. 企画書の提出期限及び場所

受付期限：令和5年5月12日（金）から5月20日（土）午後5時必着
※5月15日（月）図書館休館日です。

提出部数：7部（正本1部、副本6部）

※原本のみ押印し、写しには原本証明をしてください。

提出形式：書類は原則としてすべてA4判（印刷：縦向き、文字方向：横書き）で作成の上、A4縦型ファイルに左綴じで提出してください。
正本・副本とも目次、ページ（中央下部に表記）を付け、インデックスで書類名を明示してください。

表紙には次のとおり記入してください。

（上段）「山梨市偉人マンガ【根津嘉一郎翁】製作業務企画書」

（下段）「〇〇〇（法人等の名称）」

提出方法：提出部数7部を提出場所へお持ちください。

提出場所：山梨市立図書館

〒405-0031 山梨県山梨市万力1830番地

電話 0553-22-9600

8. 企画書提出にあたっての留意事項

- (1) 教育委員会から提出書類の補正を指示されたなどの場合を除き、一度提出された書類の内容を変更することはできません。
- (2) 提出された書類は、返却しないものとします。
- (3) 教育委員会が提供した資料等は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。
また、この検討が目的内であっても、教育委員会の承認を得ることなく第三者に対し使用させ、又は内容を提示することを禁じるものとします。
- (4) 申請書等に虚偽の記載があった場合は、失格となります。
- (5) 申請に当たっての費用は、申請者の負担とします。
- (6) 申請書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、教育委員会は、提案

者の選定事務及び決定の公表等に必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。

- (7) 提案申請後に辞退する場合は、プロポーザル提案申請取下届（任意様式）を提出していただくこととなります。
- (8) 提出書類一式は、一部（個人情報、知的財産とみなされる事項等）を除き、山梨市情報公開条例（平成17年山梨市条例第17号）により開示請求の対象となります。ただし、提案書の開示請求があった場合は提案者に意見聴取の場が与えられます。（第13条）

9. 契約候補者の選定

(1) 審査方法

本業務の受注者選考にあたっては、提案者によるプレゼンテーションは実施せず、別に定める市が設置した選定委員会において、提案された書類を総合的に審査し、契約候補者を選定します。ただし、審査の結果によっては、いずれの提案者も契約候補者に選定しない場合があります。また、参加者が1社だった場合は、総合的に評価して契約候補者としての適否を判断します。

(2) 審査基準

次の審査基準（審査項目及び審査配点）に基づき採点し、各委員の採点を集計後、その得点が最も高かった提案者を契約候補者に選定します。

また、得点が同点となった場合は、各委員の多数決により決定することとします。

表1 審査基準（審査項目及び審査配点）

審査項目	審査内容	配点
事業に関する理解度	・ 本事業の提案に関し、偉人マンガの内容などについての理解が感じられるか。	10
必要経費に関する事項	・ 市が示した実施要綱と提示した見積の項目及び金額が、業務内容に見合った適切なものか。	20
事業実施に関する事項	・ 事業実施にあたり、適切なスケジュールになっているか。	10
	・ 印刷製本後の活用について案の提示があるか。	10
	・ 提案者が提示した画風が、偉人マンガに相応しいもの及び子供達や市民のイメージを十分想起できるものになっているか。	30
提案の独創性	・ 仕様書に定める以外に、独自の発想や工夫に基づく提案がなされているか。	20
合 計		100

【評価の基準】

- ① 評価点は、次により算出します。
審査内容ごとにA～Fの評価を付け、配点に対する係数を乗じて算出します。
A：特に優れている B：優れている C：ふつう D：やや不十分
E：不十分 F：不良
- ② 評価点数計算法
A：配点×1.0 B：配点×0.8 C：配点×0.6 D：配点×0.4 E：配点×0.2
F：配点×0.0（点数なし）
- ③ 集計方法
各選定委員の評価点を審査項目ごとに合計し、それを選定委員の人数で除した点数（平均値）をその項目の評価点とします。
- ④ 失格要件
 - ・ 評価点の合計が6割に満たない場合。
 - ・ 審査内容のいずれかにおいて、選定委員が1人でも「F：不良」と評価した場合。

（3） 契約候補者の決定と選定結果の通知

選定委員会による選定結果に基づき、教育長が候補者を決定し、5月27日（土）頃までに選定結果を通知します。

（4） 申請団体が1者の場合の取扱い

申請団体が1者のみの場合でも、審査において失格要件に該当した場合は、選定を行わず、再公募を行うものとします。

10. 契約の締結と諸条件

（1） 契約の締結

契約候補者と契約締結協議を行った上で合意が得られた場合は、随意契約による契約手続きを行います。

（2） 留意事項

- ① 契約候補者の提案について、双方協議の上で内容が変更になる場合があります。
- ② 契約候補者が、契約締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、契約を締結しないことがあります。
 - ㊦ 正当な理由なくして契約の締結に応じないとき。
 - ㊧ 協議内容について、相互の合意に至らないとき。
 - ㊨ 資金事業の悪化等により、事業の履行に支障があると認められるとき。
 - ㊩ 社会的信用を著しく損なう等により、契約者として相応しくないと認

められるとき。

- ③ 契約候補者との協議が整わない場合は、選定委員会において次点となった提案者を契約の候補者として協議を行います。
- ④ 契約に係る経費はすべて受注者の負担とします。
- ⑤ 費用の支払いは、仕様書に記載のすべての業務が完了し、確認を行った後に支払います。

(3) 契約の締結

- ① 契約候補者の指定後、市と契約候補者との間で業務委託契約を締結します。
- ② 契約の主な内容は別紙業務仕様書のとおりです。

11. プロポーザル参加に関する注意事項

(1) 失格または無効について

以下に該当する場合は失格又は無効となります。

- ① 本要綱による以外の手続きや手段方法で関係者に対して、直接又は間接的に故意に接触を求めること。
- ② ほかの提案者と応募内容や金額など提案に関することで相談を行うこと。
- ③ 契約候補者になる前に市の許可なく提案内容を意図的に開示すること。
- ④ 提案書に虚偽の記載を行うこと。
- ⑤ 評価結果に影響を及ぼすような不正を行うこと。

12. その他

(1) 業務の開始準備

偉人マンガ製作者に指定された者は、偉人マンガ製作業務の開始までに、教育委員会と業務に関する打ち合わせを含めた業務の開始準備が必要となります。詳細は生涯学習課との協議により決定しますが、業務の開始準備に要する経費等は新たに製作者に指定された者（以下「契約者」という。）の負担となります。

(2) 本事業の実施継続が困難となった場合の措置

- ① 契約者の責めに帰すべき事由による場合
契約者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合は市は契約の取消しをすることができるものとします。その場合は、市に生じた損害は契約者が賠償するものとします。
- ② 当事者の責めに帰することができない事由による場合
不可効力等、市及び契約者双方の責めに帰することのできない事由によ

り、業務の継続が困難になった場合、業務の継続の可否について協議するものとします。また、この場合における契約の取消しによって発生する損害等の負担についても、双方の協議の上、決定するものとします。

- ③ 前記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、双方協議の上、決定するものとします。

(3) 進捗状況の確認等

契約者が打合せやスケジュール等に従って、適正に事業の推進を行っているかどうかをチェックするため、適宜、製作活用検討委員会で状況の確認を実施します。また、仕様書やスケジュールに定められた業務が実施されていないことが判明した場合には、教育委員会は改善等のために必要な勧告、指示等を行うものとします。

(4) 著作権について

本業務の実施にあたり製作した成果品の著作権は市に帰属するものとし、使用権も市に帰属し、市が自由に使用できるものとします。

また、市がB&G財団へ使用を許可することがあります。

(5) 秘密の保持について

本業務において知り得た情報を第三者に漏洩し、又は自己の利益のために利用することはできない。

(6) 個人情報の保護について

本事業実施にあたり得られた個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法（平成15年法律第57号）及び山梨市個人情報保護条例（平成17年条例第18号）に則り、その取扱いには十分留意し、漏洩、毀損などないようにすること。

(7) その他

本要綱に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、生涯学習課と協議の上決定する。

13. 様式・添付資料（別添）

- ・ 様式第1号 山梨市偉人マンガ「根津嘉一郎翁」プロポーザル提案申請書
- ・ 様式第2号 山梨市偉人マンガ「根津嘉一郎翁」プロポーザル提案書
- ・ 様式第3号 山梨市偉人マンガ「根津嘉一郎翁」製作に係る見積
- ・ 様式第4号 提案者の概要
- ・ 様式第5号 誓約書①②
- ・ 様式第6号 山梨市偉人マンガ「根津嘉一郎翁」プロポーザル提案に

関する質問書

- ・ 様式第7号 提案取り下げ書
- ・ 山梨市偉人マンガ「根津嘉一郎翁」製作に係る業務仕様書（別添）

14. 問い合わせ先

〒405-0031 山梨県山梨市万力1830番地

山梨市立図書館（月曜休館、受付時間：午前9時～午後5時）

電話：0553-22-9600

FAX：0553-23-3506

mail：lib@city.yamanashi.lg.jp